

平成26年4月分からの年金額の改定について

平成26年4月分からの年金額は、原則として0.7%の引下げとなります。

これは、現在の年金額は、本来の年金額より高い水準となっているため、法律の規定によりその引下げを行うものです。

なお、引下げ後の年金額は、同年6月13日支給分(4月分、5月分)から反映されることとなりますので、6月中旬送付の「年金改定証書」によりお知らせします。

1 年金額の引下げについて

現在支給されている年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、法律上、本来規定している年金額(本来水準)より高い水準(特例水準)で支払われています。

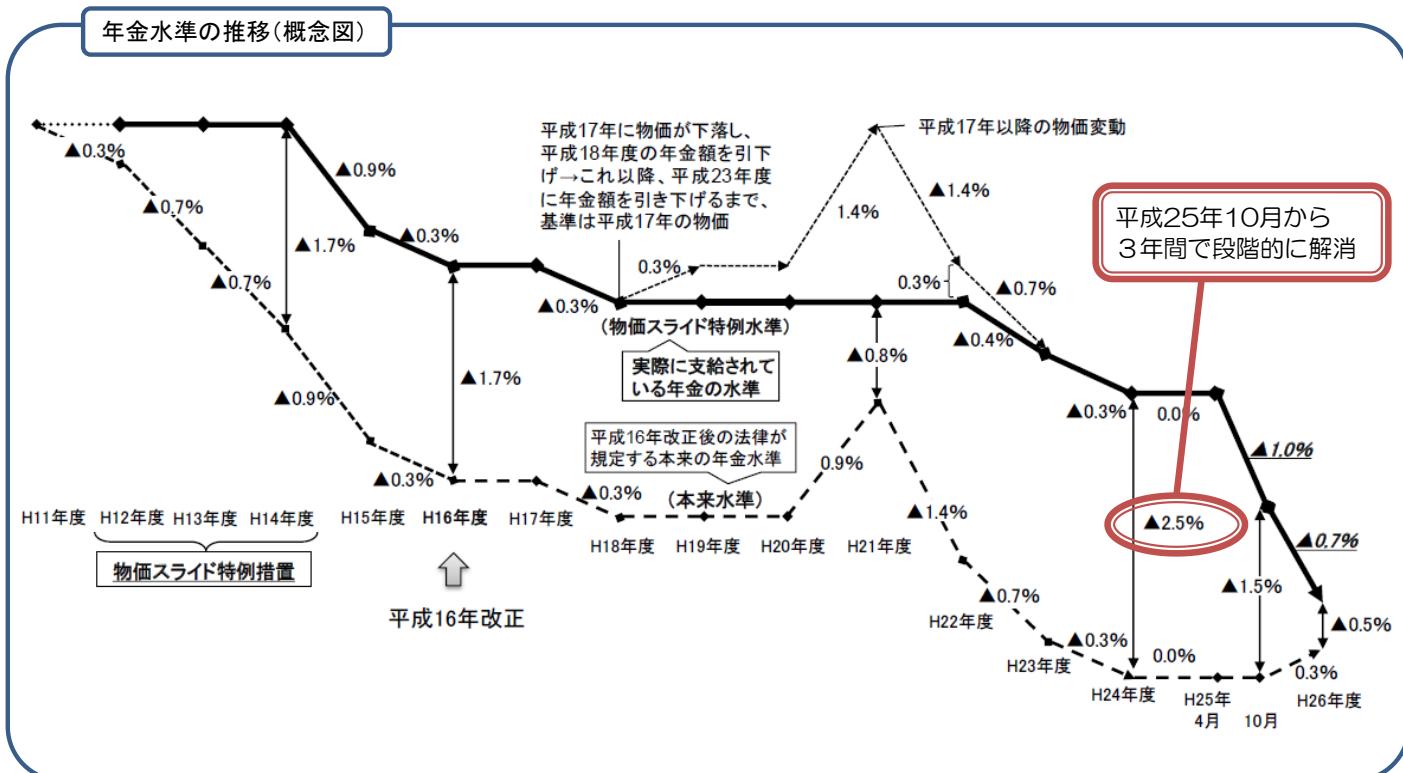
この本来水準との差(2.5%)について、世代間の公平を図る等の観点から、平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が平成24年11月に成立し、平成25年10月から▲1.0%、平成26年4月から▲1.0%、平成27年4月から▲0.5%の年金額の引下げを行う解消スケジュールとされました。

一方、平成16年4月以降の本来水準の年金額は、それまでの物価変動率による改定から、名目手取り賃金変動率(※)と物価変動率に応じて毎年改定する方法に改正されています。

以上のことと踏まえて、平成26年4月分(同年6月支給)からの年金額の改定についてご説明します。

平成26年1月末に発表された平成25年平均の全国消費者物価指数の前年比変動率(物価変動率)は0.4%となりました。また、名目手取り賃金変動率は0.3%となりました。ただし、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、年金額は物価ではなく賃金で改定されることとなっています。そのため、平成26年度の本来水準の年金額は、名目手取り賃金変動率0.3%によって改定されることになります。

この結果、平成26年4月分からの年金額は、特例水準の段階的な解消(▲1.0%)と、本来水準の年金額の上昇率(0.3%)を合わせて、0.7%の引下げとなります。



※ 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。具体的には次のとおりです。

名目手取り賃金変動率(1.003) = 物価変動率(1.004) × 実質賃金変動率(1.001) × 可処分所得割合変化率(0.998)
(平成26年度) 0.3% (平成25年の値) (平成22~24年度の平均) (平成23年度の変化率)

2 引下げ後の退職共済年金額の計算例について

平成26年4月分以降の退職共済年金額は、原則として0.7%の引下げになるとされていますが、具体的な計算は次のとおりとなります(平成25年度は「0.968」であった改定率が、平成26年度は「0.961」になることで、年金額が引き下げられることになります。)。

よって、改定前の年金額を直接▲0.7%減額した額とは必ずしも一致しません。

ア 65歳以上の方の場合

- ① 厚生年金相当部分(a+b)
 - a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×**0.961**
 - b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×**0.961**
- ② 職域年金相当部分(a+b)
 - a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×**0.961**
 - b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×**0.961**
- ③ 経過的加算
定額単価×組合員期間の月数×**0.961**

— 772,800円 × 組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数
480月
- ④ 加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。下記ウを参照。)
①+②+③+(④)=引下げ後の年金額

イ 65歳未満の方の場合

- ① 厚生年金相当部分(a+b)
 - a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×**0.961**
 - b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×**0.961**
- ② 職域年金相当部分(a+b)
 - a 平均給与月額×給付乗率×平成15年4月以後の組合員期間の月数×1.031×**0.961**
 - b 平均給料月額×給付乗率×平成15年3月までの組合員期間の月数×1.031×**0.961**
- ③ 加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。下記ウを参照。)
①+②+③)=引下げ後の年金額

(注)昭和24年4月2日以降生まれの方については、③は65歳になられた翌月分から加算の対象となりますので、65歳まで加算されません。

ウ 「加給年金額(退職共済年金等の加算額)」、「中高齢寡婦加算額(妻に対する遺族共済年金の加算額)」の引下げ

区分	年金受給者の生年月日	改定前	改定後
退職共済年金の加給年金額	昭和9年4月1日以前	224,000円	222,400円
	昭和9年4月2日～15年4月1日	257,000円	255,200円
	昭和15年4月2日～16年4月1日	290,100円	288,000円
	昭和16年4月2日～17年4月1日	323,200円	320,900円
	昭和17年4月2日～18年4月1日	356,200円	353,700円
	昭和18年4月2日以降	389,200円	386,400円
	子(注1)	2人まで1人につき 74,600円	222,400円
障害共済年金の加給年金額(65歳未満の配偶者)		224,000円	222,400円
遺族共済年金の中高齢寡婦加算額(注2)		583,900円	579,700円

(注1) 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満の障害の状態にある子をいいます。

(注2) 一定の条件を満たす遺族共済年金であって、受給者が40歳以上65歳未満の元組合員の妻に限られます。

3 よくあるご質問

問1 他の公的年金も、共済年金と同様に年金額が下がっているのですか。

答 国民年金や厚生年金保険などの他の公的年金も平成26年4月分以降の年金額は、共済年金の年金額と同様に3月分に比べて0.7%の引下げとなっています。

具体的には、国民年金の老齢基礎年金の場合、平成26年3月分までは778,500円(満額支給額)でしたが、今回の引下げにより、平成26年4月分からは772,800円(満額支給額)となりました。

問2 私の年金は0.7%以上下がっていますが、なぜですか。

答 0.7%の引下げの他に年金の支給額が減額となる主な理由としては、次の事由が考えられます。

1 決定年金額が減額改定となる主な事由

(1)退職共済年金受給者が65歳に到達し、本来支給の退職共済年金に切替わる場合

平成26年3月に65歳に到達した場合は、その翌月(4月分)から、本来支給の退職共済年金に切替わります。本来支給の退職共済年金の年金額は、切替わる前と比べて64歳までの年金額に含まれている老齢基礎年金に相当する額(「定額部分」といいます。)が減額となります。

なお、老齢基礎年金は65歳到達に伴い、請求手続をしていただければ日本年金機構から支給されることとなります。

(2)配偶者又は子の年齢到達に伴い加給年金額の加算がなくなる場合

平成26年3月又は4月に配偶者が65歳に到達した場合は、その翌月(4月分又は5月分)から加給年金額の加算がなくなります。

また、平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの子は、平成26年3月31日をもって18歳到達年度の末日を終了することから、その翌月(4月分)から加給年金額の加算がなくなります。

(3)遺族共済年金受給者が65歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的中高齢寡婦加算に切替わる場合

遺族共済年金受給者が65歳に到達すると、自身の国民年金の老齢基礎年金も受給できることとなるため遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算がなくなり、かわって経過的中高齢寡婦加算が加算されることとなります。

なお、経過的中高齢寡婦加算に切替わる時期及び切替え後の額は、次表のように生年月日により異なります。

生年月日	3月分まで	4月分から	5月分から
昭和24年3月2日～4月1日	583,900円(a)	154,700円(b)	同左
昭和24年4月2日～5月1日	583,900円(a)	579,700円(a)	135,300円(b)

(a)65歳未満の中高齢寡婦加算

(b)65歳到達による経過的中高齢寡婦加算

2 加給年金額が停止となる場合

加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金(被用者年金制度に20年以上(20年以上とみなされる場合を含む。)加入したもの。)を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

3 保険料の特別徴収額が変更になる場合

年金から、介護保険料、後期高齢者医療保険料(又は国民健康保険料)、個人住民税が特別徴収される場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市区町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料の徴収に係る変更の理由などにつきましては、お住まいの市区町村の担当課の窓口へお問合せ願います。